日本カトリック司教協議会
災害対応規程

〈目的〉

第１条　日本カトリック司教協議会は、2011 年の東日本大震災を教訓として、近年日本で頻発する地震・台風・豪雨などによる広域大規模災害に対して、全カトリック教会での復興支援が必要な場合に備えて、災害対応規程を定める。

２　災害時に対する準備と対応は、カリタスジャパン編集の『災害対応マニュアル・準備編』『災害対応マニュアル・対応編』（日本カトリック司教協議会、2019 年 12 月 1 日）を基準とする。

〈復興支援室〉

第２条　大規模災害時に備えて、中央協議会内に復興支援室を常設する。詳細は、中央協議会の細則で定める。ただし、小・中規模の災害時は、復興支援室は始動せず、現地の教区内対策本部が対応し、カリタスジャパンは必要に応じて、募金の呼びかけを行う。

〈全カトリック教会体制〉

第３条　大規模災害が発生した場合、カリタスジャパン担当司教は、速やかに被災教区の司教と連絡を取り、災害の規模から判断して、全カトリック教会で取り組むかどうかを協議し、判断する。

２　司教協議会会長は、カリタスジャパン担当司教の要請を受け、直ちに特別臨時司教総会を招集し、全カトリック教会で復興支援することを総会決議とする。状況により、ウェブ会議での招集でもよい。

〈復興支援担当司教〉

第４条　司教協議会会長は、復興支援室を指揮するために、第３条 2 項の司教総会での承認を得て、原則、カリタスジャパンの担当司教を復興支援担当司教として任命する。状況により、他の司教を任命することもある。

〈緊急対応支援チーム：ERST〉（Emergency Response Support Team）

第５条　大規模災害時には、支援活動を専門的にサポートする緊急対応支援チーム（以下、ERST）が復興支援室に招集される。

２　大規模災害時には ERST は原則、被災教区からの支援要請を受けて、復興支援担当司教が派遣を決定するが、小・中規模の災害時には、カリタスジャパン担当司教の判断により、派遣することもできる。

３　ERST は、平時からカリタスジャパンによって人選され、適宜、支援活動のための情報交換等を行い、発災時に備える。なお、ERST の活動のためには、カリタスジ

ャパンが別途「細則」を設ける。

（参照『災害対応マニュアル・対応編』３ページ）

〈復興支援室の始動〉

第６条　大規模災害のために全カトリック教会で取り組むことが決定されたなら、司教協議会会長は、カトリック中央協議会事務局長に復興支援室の始動を命じる。

２　中央協議会事務局長は、事前に措置されていた復興支援室の職員を招集する。

〈臨時の復興支援室〉

第７条　東京首都圏に災害が発生し、東京・潮見の中央協議会が被災することを想定し、あらかじめ中央協議会の機能を代替する臨時の事務局を設定し、発災時に臨時の復興支援室を設置する。

２　臨時の復興支援室が設置される候補教区は、札幌司教区、大阪大司教区、福岡司教区とし、発災時にどの教区に設置するか司教協議会会長が決定し、始動を依頼する。

３　候補教区は、平時に必要な人事措置を行なっておく。

〈カリタスジャパンの募金活動〉

第８条　カリタスジャパンは、固有の規程に基づいて、該当する災害のための募金や支援活動を行う。

〈復興支援の経費と使途〉

第９条　災害時の中央協議会の対応、および復興支援室の運営費を含む復興支援に要する経費は、そのために措置されている中央協議会内の「復興支援予備費」から支弁する。

２　復興支援予備費は、毎年１億円を計上する。

３　日本の教会に寄せられる献金（見舞金）は、復興支援室の運営に充てることができる。

４　復興支援の使途については、復興支援担当司教の申請に基づいて、常任司教委員会の了承を得る。

５　復興支援会計は、中央協議会事務局長が管理する。

〈付則〉

１　本規程は、司教総会において承認され、改定も司教総会での承認を必要とする。

以上

〈付記〉

１　本規程は、2022 年 2 月 15 日、司教総会で承認され、同日から施行される。